

令和 2 年度茨城地方最低賃金審議会  
第 2 回本審議会議事録

令和 2 年 8 月 3 日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和2年8月3日(月) 午前10時00分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉  
申 美花  
清山 玲  
田中 泉  
細谷 あけみ

労働者代表委員 大森 玄則  
黒澤 一仁  
高木 英見

使用者代表委員 瓜田 広  
加藤 祐一  
永井 教子  
舟木 健生  
水出 浩司

事務局 労働局長 小奈 健男  
労働基準部長 細江 裕行  
賃金室長 青木 豊  
室長補佐 川野 義光  
賃金係長 平戸 直美

## 議事次第

- (1) 中央最低賃金の審議状況について
- (2) 最低賃金と生活保護費の整合性について
- (3) 令和2年度最低賃金に関する実態調査結果等について

- (4) 関係労使の意見書及び意見陳述について
- (5) 茨城県等からの要請書について
- (6) 茨城県最低賃金専門部会委員の任命について
- (7) その他

川野補佐

それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日は、お忙しい中ご出席を頂き、誠にありがとうございます。ただ今から、第59期第2回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、都合により、労働者代表委員の宮下委員、星野委員が欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、委員総数の3分の2以上、又は公、労、使各代表委員の3分の1以上の必要定数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。それでは、本審議会の議事進行を田中会長にお願いいたします。

田中会長

それでは、議事を進めさせていただきますのでご協力の程よろしくお願いいたします。なお、本審議会は公開としておりますので、議事録も公開になります。7月22日に、中央最低賃金審議会から目安が答申されましたので、本日は、それに基づいて本年度の最低賃金額改正につきまして、皆様方よりご意見を頂きたいと思っております。また、本日は、本審終了後に第1回茨城県最低賃金専門部会を開くことにしています。本年も、できるだけ皆様方の忌憚のないご意見を出していただき、その上で調整できるところは調整して頂いて、できるだけ全会一致で結審できますようよろしくお願いいたします。それでは、議題に入ります。最初に、中賃が示した地域別最低賃金額改定の目安について、事務局からご説明をお願いいたします。

青木室長

始めに、経済財政運営と改革の基本方針2020についてご説明いたします。資料No.1をご覧ください。いわゆる骨太方針ですが、例年でありますと6月に閣議決定されるものですが、今年は7月17日に閣議決定がなされております。98ページをご覧ください。最低賃金の引上げ関係の内容といたしましては、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向

け、日本経済全体の生産性の底上げや取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1,000円になることを目指すとの方針を堅持するというように言われています。他方、感染症による雇用、経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であると言われております。今年度の最低賃金について、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるということが書かれておりました、この内容は、本年6月に開催された全世代型社会保障検討会議においての内閣総理大臣の発言と同じ内容となっております。

続きまして、先ほど会長からありました審議会の目安についてになります。資料No.2をご覧ください。中賃の目安については、6月26日に厚生労働大臣から諮問を受けて、目安に関して小委員会で審議された結果、7月の22日に小委員会の報告が出されて、同日の審議会において目安につきまして答申が行われたものです。答申文の内容についてご説明いたします。答申文の内容については、項目1に、令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかったというように書かれております。項目3には、地方最低賃金審議会においては、別紙の公益委員の見解を十分に参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものであるというように書かれております。公益委員の見解は、次のページにあります。令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済、雇用、労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げの目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが

適当との結論を下すに至った旨が記載されております。目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済、雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望するというように書かれております。

そして、2の(1)には、上記の見解をまとめた要素が書かれております。それから、2の(3)には、来年度の審議においてはということで、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引き上げを目指すことが社会的に求められることも踏まえ、議論を行うことが適当であると書かれております。それから、小委員会の報告の中には、労働者側の見解、使用者側の見解、公益委員の見解の取扱いの記載があります。以上となります。

田中会長

ただ今、事務局からご説明がありました。ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

全委員

(質問・意見等なし)

田中会長

続きまして、議題(2)の最低賃金と生活保護費との整合性について、事務局からご説明をお願いいたします。

青木室長

引続き私からご説明させていただきます。最低賃金額と生活保護費の比較については、104ページの資料No.3になります。当県における平成30年度の最低賃金額と生活保護費の比較、検証について説明をいたします。比較方法は、従前のおり、平成20年度の中賃での目安審議における公益委員見解に準拠しております。生活保護費、それから住宅

扶助費の状況については、最新データである平成30年度を用いております。加重平均に使用する人口は、国勢調査の最新データである平成27年度の結果を用いております。

まず始めに、1の生活保護費については、食費などに相当する生活扶助1類は年齢的には18歳～19歳の区分の基準額として、光熱費などに相当する第2類は市町村ごとの等級区分により異なりますので、一人世帯の区分の基準額を用いて人口により加重平均し合計すると、67,597円66銭となります。次に、第2類として、先ほど基準額とは別に、茨城県内において11月から3月までの5か月間冬季加算がされております。県内は一律で、一人世帯で月2,580円の支給があります。これを12か月で均すと1,075円ちょうどとなります。さらに、年末に期末の一時扶助が支給されております。市町村ごとの等級区分一人世帯あたり、基準額を加重平均して、年間12か月で均すと950円13銭となります。ここまですを小計として、69,622円79銭という数字になります。それに、住宅扶助費について、県内の一人世帯の実績値22,465円70銭を合計して、円未満を四捨五入しますと92,088円という数字になります。

次に2番の最低賃金については、これは平成30年改定額になります。最低賃金額に基づく1か月当たり手取り額ですが、平成30年度の最低賃金の時給額が822円に、週40時間を1か月当たりに換算した173.8時間を乗じて、税金や社会保険料を除く可処分所得、いわゆる手取りを算出するに当たりまして、0.818を乗じて計算しますと116,862円となります。ちなみに、可処分所得割合0.818については、本省にて平成30年度地域別最低賃金額の全国における最低額761円を基に算出しております。

3番として、その乖離額について検証をしております。上記の1と2で求めた数値を差し引くと、月額差額で24,774円となります。時間当たりで175円、円未満は切上げ

となっております。最低賃金額が生活保護費を上回る数値結果となっております。

次のページを見て頂くと、本省で作成した中賃の資料、全国の乖離額一覧表を添付しております。先ほど検証し説明した175円は、茨城の行の左側を見て頂くと、その数値と合致しております。以上です。

田中会長

最低賃金法第9条第3項において、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとするとして規定されています。事務局からの説明によりますと、平成30年度の数値で生活保護費と最低賃金を比較すると、最低賃金額の方が175円上回っているとのことですが、これに対して、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

清山委員

はい。これはいつものことなのですが、105ページの要因分析の表の下の※の1のところに書いてある、生活保護費の算出にあっては、中央最賃の方式に従って計算するところなるということ、一筆入れられた方が良くないかなと思うんです。前にもその議論をしたことがあって、住宅を22,000円では借りられないということは、ここでは承知のことだった訳なんですけど、中賃のやり方だと、人口加重平均でやるというのが決まっているので、そこは全国一律のやり方でやっているということを一筆入れといて頂ければよろしいのではないかなと思います。そうでないと、この資料の1枚だけが外に出た時に、あらぬ疑いとか、どうかなという意見が出てきてしまうので、そのようにしていただければと思います。

田中会長

事務局の方で、いかがでしょうか。



青木室長 昨年も同様にご指摘いただいた形で、答申書を頂く時に、その文を入れさせて頂くという形でよろしいでしょうか。

田中会長 それでは、答申書の時に、その内容を一筆加えるということと処理させていただきます。

小奈局長 105ページの資料は、茨城労働局が作成したペーパーではなくて、中央で作成しているペーパーですので、中央においてはきちんと本省に対して物は申しておきますが、茨城労働局としての活用時のみ、コメント付けさせていただくということによろしいですか。

田中会長 中央で作られている資料なので、入れられないということなんですね。

小奈局長 104ページの表には入れられます。

清山委員 だから、中央の方はいいんですよ。

小奈局長 いいんですね。

清山委員 中央の真似して、この※の1を茨城労働局の表にも付けて欲しいということです。

小奈局長 了解しました。

清山委員 生活保護費をどの水準に置くか、算出の定義は結構大事です。

田中会長 わかりました。もう一度それでは確認します。104ページの茨城労働局の方で作成している資料に、105ページの※1の中央最賃の計算方法を1行加えておくということで、よろしく願いいたします。

青木室長 わかりました。

田中会長 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続きまして、議題（3）の令和2年度最低賃金に関する実態調査結果についての説明を事務局からお願いいたします。

平戸係長 それでは私からは、賃金実態調査結果について説明いたします。資料につきましても、お手持ちの資料1と資料2と印字させていただいている冊子を使って説明したいと思います。それではまず、資料1-1、106ページ、資料No.4について説明いたします。賃金実態調査として、本年5月から6月にかけて2つの調査を実施しております。一つは、賃金改定状況調査、もう一つは最低賃金に関する基礎調査です。

初めに、賃金改定状況調査について簡単に説明させていただきますが、この調査は、中賃の目安審議に使用する調査であり、全国の県を対象に労働者数29人までの事業所に対して、産業別に昨年の6月の賃金額と本年の6月の賃金額から改定状況について厚生労働省本省で調査を実施しております。本省で取りまとめた調査結果が、107ページから114ページであり、この集計は、産業別、ランク別に賃金の改定状況を取りまとめたもので、中賃の目安審議の資料となっております。次の115ページの資料No.5については、賃金改定状況調査結果を基に当局で作成し、ランク毎の第4表の賃金上昇率の推移を示した一覧になります。ここまで

が、本年度実施の賃金改定調査の結果になります。

続いて、もう一つの最低賃金に関する基礎調査について簡単に説明いたします。資料は、別紙の審議会資料2になります。この調査は、各都道府県労働局単位で実施するもので、調査の対象は、県内に所在する労働者の数が、1人から99人までの事業所で、産業別に行ったものです。なお、30人から99人の規模につきましては、製造業と新聞業及び出版業に限られており、それ以外の産業については29人までの規模を対象としております。この調査は6月に通常どおり就労した場合に支払われる賃金額などを記入するもので、集計に当たっては規模別のほか、全労働者と一般労働者、パートなどの短時間就労者別と年齢階層別に分けております。調査結果につきましては、この資料2の193ページから197ページまでが報告のあった全労働者について集計した総括表、199ページから203ページまでが一般労働者、205ページから209ページがパート等短時間就労者について集計した総括表となっております。今年度は、現行の茨城県最低賃金849円を基準に、低い811円から高い873円までについては、1円刻みのものを作成いたしました。また、それぞれの総括表の後、197ページ、203ページ、209ページがこの総括表を基に作成した賃金分布・特性値・未満率の一覧となります。3年間の推移を表とグラフにしたものですが、平成30年集計分については、事業場数で復元、令和元年以降は、労働者数で復元した数値となっております。211ページ、213ページについては、労働者区分ごとの賃金分布を示したものです。こちらの表も先ほどと同様811円から873円までについては、1円刻みで作成しております。215ページは、最低賃金の引上げ額と影響率の関係を示したものです。現在の茨城県最低賃金は849円ですので、この調査結果によれば全労働者のうち1.51%が最低賃金未満ということになります。それを1円刻みで上げていった場

合、どれだけの影響があるかを一覧で示したもので、影響率と未満労働者数を表しております。刻みにつきましては、昨年同様35円までの影響率を示させていただきました。以上が、最低賃金に関する基礎調査の結果になります。

以上の調査結果を踏まえて、資料1の方に戻っていただき、116ページ、資料No.6を見ていただきますと、地域別最低賃金額、未満率及び影響率という資料になりますが、昨年実施した最低賃金に関する基礎調査を基に、本省で集計した結果の資料で、ランク別の未満率と影響率の推移を示したものになります。次の117ページ、地域別最低賃金の未満率、影響率については、各都道府県別の未満率及び影響率の結果になっております。また、118ページからは、昨年実施した賃金構造基本統計調査の結果を基に本省で集計した都道府県別の未満率と影響率の結果となっております。119ページ以降の資料No.7については、昨年の調査結果から、全国の時間当たりの賃金分布を示したものですが、調査は昨年6月に実施しておりますので、最低賃金は平成30年度の金額が適用されております。茨城については、122ページに一般労働者と短時間労働者の合計、135ページに一般労働者、148ページに短時間労働者の結果が示されておりますが、最低賃金額は平成30年時の822円に線が引いてあります。こちらも本省で集計しており、中賃の目安審議の資料となっております。

この他、賃金実態調査以外では、158ページ、資料No.8の2020年7月7日付け日本銀行水戸事務所が発表した茨城県金融経済概況を例年どおり資料としてお配りしております。私からは以上となります。

田中会長

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見などがございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

全委員 (質問・意見等なし)

田中会長 それでは、続きまして、議題（４）に入ります。茨城県最低賃金改正の諮問に伴い、意見聴取の公示をしたところ、７月20日に茨城ユニオン、７月27日に茨城県労働組合総連合関係を含め9件の意見書の提出がありました。事務局よりご説明をお願いします。

青木室長 関係労使からの意見書に関する要旨について説明をさせていただきます。本審議会会長あてに、会長からもありましたが、意見書が9つ提出されております。時間的な都合もありますので、意見要望要旨のみ紹介をさせていただきますと思います。

1つ目ですが、資料No.9、171ページになります。7月20日に受理をいたしました茨城ユニオン様から出ております。本意見に関しては、この後、提出団体からの陳述がありますので割愛をさせていただきます。

2つ目、資料No.10、7月27日に受理しております茨城県労働組合総連合様からです。その1ページの下段に、1の意見の要旨として、（１）にコロナ禍だから雇用を守るではなく、最低賃金を大幅に引上げ、消費意欲を喚起して健全な地域社会、地域経済を実現すること。（２）として、憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、茨城県の最低賃金を今すぐ東京並みの1,000円以上に引き上げ、1,500円を目指すこと。（３）として、地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立させることというふうに書かれております。

3つ目、資料No.11、7月27日に受理をしております茨城

県医療労働組合連合会様です。本意見についても、この後、提出団体からの陳述がありますので、割愛をさせていただきます。

4つ目、資料No.12、7月の27日に受理しておりますいばらきコープ労働組合様です。これについても、この後、提出団体からの陳述がありますので、割愛をさせていただきます。

5つ目、資料No.13、7月27日の受理で茨城県高等学校教職員組合様です。1ページの中段に、1の意見の要旨として、（1）茨城県の最低賃金を憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するための水準に引き上げるため、最低賃金時給1,500円を目指し、即時1,000円以上とすること。（2）として、地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立することというふうに書かれております。

6つ目、資料No.14で、7月27日に受理したもので、全日本年金者組合茨城県本部から出てます。2ページ目の最後に、1として、茨城県の最低賃金を時間給1,000円に引き上げること、さらに1,500円を目指していただきたい。2として、全国一律の最低賃金制度を確立していただきたいというふうに書かれております。

7つ目、資料No.15、7月27日に受理しましたJMITU茨城地方本部からのものです。2ページの最後に、2として、求める最低基準と要望という形で題してあります。茨城県の最低賃金を時間給1,000円に引き上げるとともに、1,500円を目指すこと。（2）として、地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるため、全国一律最低賃金制度を確立すること。茨城県がそのための積極的な役割を果たすよう努力を払うこと。3番として、賃金の底上げと県独自の中小企業支援策により、地域経済の活性化を図ること。

8つ目として、資料No.16、7月27日受理になっております茨城県自治体労働組合連合です。項目1に、最低賃金の大幅な引上げとして時給1,500円を目指し、直ちに1,000円とするよう求めます。2として、2の末尾に、公務、公共サービスの質を確保するため、最低賃金の即時大幅引上げを求めます。3に、(1)として、最賃の引上げによる賃金支払いが困難な事業者については、国の財政援助で対応すること。同じく3の(2)の中に、茨城の場合も東京はもとより埼玉、千葉、栃木よりも定額となっている。また、全国展開しているコンビニで働く労働者が全く同じ仕事をしていて賃金格差のあることは明らかに矛盾なので、全国一律最低賃金制に改めること。4として、コロナ禍でこそ最低賃金引上げの積極的な議論をと題して、末尾に、最低賃金の抜本的な改善、賃金の底上げはこの状況を打破するためには必要不可欠です。購買力の高まりによる地域循環型経済こそが経済の活性化につながることから最低賃金の大幅引上げを求めますというふうに書かれております。

9つ目、資料No.17、7月27日受理で茨城県私立学校教職員組合連合です。中段に、1意見の要旨として、(1)茨城県の最低賃金を憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するための水準に引き上げるため、最低賃金時給1,500円を目指し、即時1,000円以上にすること。(2)として、地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。以上です。

田中会長

7月3日の第1回本審において、意見書が提出された場合には、この場で意見を聴くことに決定しております。茨城ユニオン、茨城県医療労働組合連合会、いばらきコープ労働組合から、意見書の提出の他、意見陳述の要望があり

ましたので、意見聴取を行いたいと思います。事務局でご準備をお願いします。

(意見陳述人、着席)

田中会長

意見陳述人の方は、氏名と団体名を述べてから、5分程度で意見書についてご説明をお願いいたします。

小林陳述人

茨城ユニオンの労働組合で執行委員長をしております、小林賢一と申します。今日初めてこういう席で陳述の機会ということで、大変恐縮をしております。茨城ユニオンとしては、2020年の7月の17日、当茨城地方最低賃金審議会の会長あてに、2020年に於ける最低賃金改定に関する意見書ということで、意見書を提出してございます。皆様方のところに全部いつているのかどうか分かりませんが、内容は、その文面で押し量って頂くことでよろしいのですが、概要だけ私の方からかいつまんでお話したいと思います。

まず最初に、この最低賃金の考え方なんですけれども、現在茨城県は849円という、全国的に見ても平均値以下ということで、首都圏に隣接しながら、この程度の賃金で本当に生活できるのだろうかという疑問が湧いてしまいます。もともと最賃の制度ができたのは、まさに憲法で定められている文化的にそして健康で働き続け、生き続けるというその権利を保障するということが大原則のはずであります。従いまして、今まさにいろんな産業、職場が、お互い労働者が各県を越え、あるいはもう国を越えて働くという状況にまでなっている中で、県毎の最賃制というのを定めるということが一つも理解ができません。これはやはり、全国的に一律の最低賃金という形でもって押し進められるのが私は適当であろうというふうに思っています。

それから、今まさに日本がコロナ禍で大変な時なんです



けれど、少子高齢化の問題も併せて大変問題になっています。この婚姻が晩婚化しているという原因にも私はこの最低賃金の問題があると思うんですね。私の職場、高萩市役所でしたが、本当に30歳、40歳を過ぎても結婚されない非正規の職員の方をたくさん見てきました。やっぱり、人口減少、国の活性化というものを考えるのであれば、最低賃金を引上げ、結婚できる賃金にすべきだと思います。年収200万円以下がワーキングプアと言われる生活が困難と言われるゾーンに入りますけど、それに達しない労働者が非常に多いんですね。これは本当に、少子高齢化に向かって国が大きく制度を変えるべき一つの方法として最低賃金制度を少なくとも1,000円に、そして近い将来に1,500円という形で生活ができる、そして、持続可能な社会を作る、そういう立場からこの最賃制というのは定められるべきものというふうに理解をしております。

今、コロナで私のところにも解雇、雇止めで何人もの方が今相談に来ておりますけれども、その方たちの賃金を見てもやっぱり月収16万、17万という程度のところなんです。要するに、企業といえども最低賃金ギリギリのところ働かされているというのが実態なんですね。大企業といえども、やっぱりそこをもう少し底上げをする、そういう施策を企業としても私はとるべきだろうというふうに思っています。

それから、主婦や、あるいは学生、パート、そういう非正規と言われる労働者が40パーセント、二千万人を超えるという数字までなってきました。特に、明らかになってきましたけど、学生が今大変な思いをしています。国や自治体がそれぞれ保障制度などを行っているようですが、それでも足りません。やはり学生といえども、きちんとした労働者という位置付けをもって、最低賃金、少なくとも茨城県は、とりあえず今のところは1,000円程度に額

の引上げがどうしても必要だろうというふうに本当に思っています。どうぞよろしくお願ひします。

田中会長            ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。

全委員              (質問・意見等なし)

田中会長            よろしいでしょうか。ないようでしたら、次の方の意見聴取を行いたいと思います。

(意見陳述人退席、退室)

(意見陳述人、傍聴席から着席)

田中会長            意見陳述人の方は、ご氏名と団体名を述べてから、5分程度で意見書についてご説明をお願いいたします。

藤田陳述人        茨城県医療労働組合連合会で書記長をしております藤田と申します。お手元にあります意見書に沿って説明したいと思ひます。医療や介護の現場では、看護師をはじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数おります。しかし、非常に低い賃金水準に抑えられて、厚生労働省の2019年度の調査に依りますと、医師を除く医療産業の所定内賃金は全産業平均に比べて月額で7,378円も低く、介護では、平均が78,224円も低くなっています。医療、介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えて見れば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師、介護職員不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間

の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。グラフをご参照ください。私たち医療、介護、福祉労働者は、全国どこでも同水準の医療、介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。

茨城県医労連の組織内での最低賃金は850円です。看護補助者、炊事員など資格を持たなくとも職場には必要な人材ですが、時給の安さから人員確保は厳しい状況です。確保できている職場では、最低賃金を1,000円としているところが出てきました。介護では、夜勤をしている正職員であっても、時給換算で900円台の職場もあります。地域最賃の10月改定に合わせて変更されることが多く、大幅改定がなければ、コロナ禍の中で、より安全で時給の高い職場を選ぶ人が出てきており、地域の医療介護崩壊が懸念されます。

新型コロナウイルス拡大の中、医療用のマスクは、1週間に2枚しか配給されず、自前のマスクを自分で買って使っている、市販のゴム手袋を使っている職場もあります。今でも不十分なPPE、個人防護具の事ですが、と人員不足による医療現場はいつ院内感染が起こってもおかしくありません。これまで慢性的な人員不足で過重労働を強いられてきましたが、新型コロナ対応が加わり、コロナ感染対応が落ち着いたら、看護師を辞めるとの声が出ています。

さらに、医療、福祉に従事する労働者は800万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しています。日本医労連の調査では、医療の施設では3割以上、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては9割が非正規雇用労働者です。

補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した非正規雇用労働者の暮らしを直撃しています。

全国各地で再びクラスターが発生し、第2波、第3波の

到来は確実視されています。低賃金を放置したままでは、国民の要求にこたえる医療と看護、介護の提供は、到底困難と言わなければなりません。人員不足を解消するためにも、賃金水準の引上げが求められています。そのことが医療、看護、介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。よろしく申し上げます。

田中会長

ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。

(質問・意見等なし)

田中会長

よろしいでしょうか。ないようでしたら、次の方の意見聴取を行いたいと思いますので申し上げます。

(意見陳述人退席、傍聴席へ着席)

(意見陳述人、傍聴席から着席)

田中会長

意見陳述人の方は、ご氏名と団体名を述べてから、5分程度で意見書についてご説明をお願いいたします。

市原陳述人

いばらきコープ労働組合書記長の市原と申します。よろしく申し上げます。本日は、いばらきコープ労働組合としての意見を述べさせていただきたいと思います。資料の方に178ページから179ページにかけて意見書の方は記載されているかと思うのですが、そちらの意見書に沿ってお話させていただきたいと思います。

1、意見の要旨としまして、(1)から(5)まであり

ますが、やはり、（１）の憲法25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するための水準とすること。（２）茨城地方最低賃金を時間額1,000円以上へ引き上げるとともに、1,500円を目指すこと。（３）最低賃金の底上げを行い、経済の活性化を行うこと。（４）最低賃金未満率をゼロにすること。（５）全国一律最低賃金制度の導入を行うこと。こちらを主旨としたいと思います。

そちらの主旨を基に、意見の理由を述べたいと思います。（１）憲法25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するための水準とすること。憲法第25条に、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあるように、人として最低限度の生活を維持する水準にすべきと考えます。

（２）茨城地方最低賃金を時間額1,000円以上へ引き上げるとともに、1,500円を目指すこと。①としまして、2010年に政労使で合意された、2020年までにできるだけ早期に最低800円、平均1,000円は、極めて重い意味を持っており、今年が2020年であり、茨城県においても最低800円の額は越えましたが、平均の1,000円にはまだ到達していない点からも、早急に1,000円へ引き上げる必要があります。②最低賃金が低いことにより、利根川沿線の若者は千葉県や埼玉県、また、内陸の県境付近の若者は、栃木県へと就労に向かってしまう傾向があります。背景には、最低賃金の低さがあると考えられます。③生活に必要な賃金の基になる最低賃金額に格差があっては、労働力を失うことになり、過疎化や少子化への加速を一層強めるものと考えられます。

（３）最低賃金の底上げを行い、経済の活性化を行うこと。①消費に刺激を与えるには、賃金の底上げが一番と考えられます。収入増になった場合、消費にお金回り、経済が活性化していくと考えられます。②最低賃金の引上げは、企業にとってコストアップにつながりますが、経済を

活性化させるためにも、最低賃金の引上げは必要だと考えます。個別企業の支払能力に偏重するのではなく、最低賃金の底上げを行うべきと考えます。③中小企業にとって、最低賃金の引上げが死活問題となってしまうよう、中小企業支援策の周知徹底と活用されることを同時に行う必要があると考えます。

(4) 最低賃金未満率をゼロにすること。①毎年、茨城県においても、未満率が数パーセントあることが危惧されます。最低賃金は、審議会での審議後決定された賃金であり、企業の皆さんは守らなければならない賃金のはずですが、巷で求人募集のポスターを見ると、最低賃金額以下で募集をしているところを稀に見かけたりします。最低賃金額が改定された直後であれば、周知されていない状況と把握することもできます。しかしそこには、最低賃金の額さえ知らずに募集をかけている企業や、そこに就労しようとしている労働者いることは、重大な問題と捉えなければなりません。②最低賃金未満率をゼロにするためにも、労働基準監督署だけでなく、最低賃金について熟知している者が協力し合い、見据え、行動していく必要があると考えます。

(5) 全国一律最低賃金制度の導入を行うこと。①働いても普通の生活ができない現行の最低賃金額では、若年層を軸とした非正規労働者の自立が難しいと考えられるため、最低賃金額の大幅な引上げとともに全国一律最低賃金制度の確立とともに早期実現を強く望みます。以上です。

田中会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問などがございましたらお願いいたします。

(質問・意見等なし)

田中会長

ないようでしたら、意見聴取を終了いたします。どうもありがとうございました。

(意見陳述人退席、傍聴席へ着席)

田中会長

先ほど事務局から説明がありましたように、中賃から目安答申も出ましたので、これらを踏まえて審議を進めていくわけですけれども、その前に、労側、使側双方から、金額審議をするに当たっての基本的考え方を述べていただきたいと思います。まずは、労側からお願いいたします。

高木委員

それでは、労側の基本的考え方を述べさせていただきたいというふうに思います。本年、有期、短時間、契約、派遣等々で働く人たち、それらの雇用者の全体が労働者の約4割ということでございます。また、障害者雇用者数についても、民間企業で15年連続過去最高を更新して53.5万人程となっております。また、外国人労働者は、前年同期に比べて、18万人増加して146万人に昇る等、働く者たちの多様化というのが進んでいると言えらると思います。そんな中で、約1,130万人の労働者が年収200万円に満たない状況にあります。非正規労働者及びワーキングプアの増加といった格差、貧困問題が深刻化している中であって、セーフティネットである最低賃金制度の役割の重要性がますます高まっているというふうに考えております。最低賃金の引上げによって賃金全体を底上げし、雇用形態に関わらず、働いて稼いだ賃金で家族と共に生活し、将来展望が開ける社会を実現するべきであるというふうに考えております。

審議に当たりましては、1つとして、地域における労働者の生計費、賃金水準を重視すること。2つ目として、物価動向、特に低所得者層における影響を配慮していくこと。3つ目として、マクロ経済成長を反映させていくこ

と。4つ目として、ランク内の格差解消に努めていくこと。5つ目として、憲法第25条、最低賃金法第1条、労働基準法第1条の主旨を十分に考慮しつつ論議を行っていきたいと思います。

また今回、コロナ禍の中にあって、最低賃金改定をもししないということになれば、社会不安を増大させ、格差を是認することと同じというふうに考えておりまして、これはあってはならないことだと考えております。本年の春季生活闘争では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われておりまして、この流れを最低賃金の改定により労使関係のない労働者にも波及すべきであるというふうに考えております。また、政労使で賃上げの重要性を認識し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではなく、この流れを断ち切れれば、デフレ回帰を惹起しかねないというふうに考えております。今後の日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要であり、労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは社会安定のセーフティーネットを促進するメッセージとなり得ると考えております。

現行茨城県の地域別の最低賃金が849円でありまして、年間2,000時間働いたとしても年収が169万8千円にしかありません。労働者の生活の安定に資する額とは到底言えないというふうに考えております。茨城県における賃金実態、生活実態、生計費を重視した労働者が健康で文化的な最低限度の生活ができる絶対額での適正な水準確保が必要だと考えております。具体的には、経済財政運営と改革の基本方針等々の計画を受けた全国加重平均1,000円を早期に目指すということを尊重しながら審議に臨んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

田中会長

ありがとうございました。続いて、使側からお願いいた



します。

加藤委員

それでは始めに、中小企業を取り巻く状況について申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大によって、日本経済はこれまで経験したことのない危機的な状況に直面しています。緊急事態宣言や地方自治体による休業要請が大規模な需要喪失をもたらし、幅広い業種や地域の事業者に多大な影響を及ぼしました。宣言等の解除後もその爪痕は大きく残っており、未だコロナ以前の状況には戻っていません。取り分け、経営基盤の脆弱な地方の中小企業、小規模事業者に甚大な影響を与えています。コロナ関連の倒産の影響です。帝国データバンクの7月4日現在の調査結果によりますと、新型コロナウイルス関連で倒産した企業は、全国で321社、業種別には、飲食店、ホテル、旅館が突出して多くなっております。第2波への懸念から、外食を控える動きが継続しており、依然として厳しい状況が続くことが見込まれます。こうした厳しい状況は、雇用面においても広範囲に表れています。多くの企業が雇用調整助成金等を活用した一時帰休や休業等を実施した結果、5月の休業者は354万人超と、リーマンショックピーク時の水準153万人を2倍以上上回っています。加えて、厚生労働省調べ、解雇等が見込まれる労働者は約3万9千人に達しており、この数字は毎月1万人ペースで増えております。また、東京商工リサーチの調査では、今年上半期に希望退職を募った上場会社は41社で、10年振りの多さになっています。特効薬やワクチンが開発され、十分に普及するまでの当分の間、感染症拡大防止と事業活動の両立を余儀なくされることとなります。第2波、第3波の到来が懸念される中、経済の先行きは極めて不透明となり、少なくとも今年度中の力強い景気回復は期待できないとの見方が強まっています。このような厳しい状況の下で行われる今年度の茨

城県の最低賃金審議に臨む使用者側の基本認識を申し上げたいと思います。最低賃金は、法的強制力を持って引き上げられ、各企業の状況に関係なく人件費を増大させることになります。県内の中小企業、小規模事業者から最低賃金を引き下げて欲しいとの声が多く聞かれる中、今年度、有額の引上げにするとすることは、事業継続と雇用維持のため雇用調整助成金や持続化給付金等の各種給付金を受けながら、辛うじて持ちこたえている多くの中小企業、小規模事業者を更なる窮地へ追い込むことになると懸念を強く持っています。こうした認識は、公労使間で共有できていると思っております。今年度の全世代型社会保障検討会議において安倍総理は、新型コロナウイルス感染症による雇用、経済への影響は厳しい状況にあることから、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であると述べました。また、4月の連合の神津会長と経団連の中西会長のウェブ会談においても、事業継続と雇用の維持に全力で取り組むことの重要性を確認し合い、労使メッセージとして発信いたしました。この意味を茨城の労使で深く認識しながら取り組んでいくことが求められています。このような認識に立って今年度の考え方について申し上げます。今年の最低賃金は、政府の引上げ方針という時々事情への配慮を強く求められ3%を超える大幅な引上げが実施されました。その結果、中小企業、小規模事業者の経営実態と乖離した引上げが続いたことによりまして、2019年度の全国平均の影響率、これは、過去最高の16.3%に達しています。最低賃金の決定に当たっては、最低賃金法に定めた、労働者の生計費、労働者の賃金、通常賃金支払能力の三要素を考慮する必要があります。賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率など、賃金に関する指標は引続きのプラスの水準を示していますが、前年より上げ幅が縮小していることに加え、名目

GDP成長率も大幅に下落しております。令和元年の雇用、経済に関する指標は、感染などの影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策の下支え効果が含まれていることから、最低賃金改定の参考にするには、慎重な対応が必要と思われまます。雇用維持が最大の課題という、まさに緊急事態である今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症が中小企業、小規模事業者の経営に及ぼしている影響を示した様々なデータを十分に踏まえて検討する必要があるかと考えています。従いまして、今年度の誰も想定しなかった未曾有の状況下では、雇用維持も最低賃金の引上げもという二兎を追うという姿勢は許されません。最優先事項の雇用の維持のため、中央最低賃金審議会小委員会の公益委員が示した見解を尊重し、今年度の最低賃金は据置きとすべきことを使用者側は強く主張いたします。以上でございます。

田中会長            ありがとうございます。ただ今、労側、使側双方から基本的考え方について述べていただきましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

全委員            (意見・質問等なし)

田中会長            なければ次の議題に入りたいと思います。議題(5)の茨城県等から要請書について事務局から説明をお願いします。

青木室長            私から説明いたします。審議会会長あてに、2つの要請書が提出されております。時間の都合上、要旨、要望項目のみの説明とさせていただきます。

1つ目は、資料No.18をご覧ください。7月31日に、茨城

県の産業戦略部長が来局され、当審議会会長並びに労働局長あてに、本県最低賃金の改正についてと題した要請書が提出されております。要旨につきましては、その要請書の中段あたりに、茨城県では、茨城県総合計画新しい茨城への挑戦において、活力があり、県民が日本一幸せな県の実現を基本理念に掲げ、この豊かさを実現するため、県内労働者の賃金の底上げを図ることが重要ですよというふうに書かれております。本県は、経済に関する諸指標を数値化した総合指数で全国11位であるのに対し、最低賃金は同16位と、経済実態を表した総合指数と乖離が生じており、近隣県と比較しても本県の最低賃金は低く、特に栃木県との4円の差は過去6年間変動しておらず、今後少子高齢化が進行し人手不足が深刻化する中で、本県の労働力はさらに困難になることが予想されます。それから、現在、新型コロナウイルス感染症の影響で極めて厳しい経済状況であることは十分認識しておりますが、最低賃金問題は、本県にとって早期に解決すべき大きな課題であると捉えておりますというふうに書かれております。最後に、従いまして、本県の総合指数を十分に考慮し、経済実態をさらに正確に反映した最低賃金の引上げを行われるようお願いいたしますというふうな内容になっております。

2つ目は、資料No.19をご覧ください。7月30日に、日本共産党茨城県委員会から、上野委員長、それから山中県議、江尻県議が来局され、審議会会長あてに、最低賃金の大幅引上げを求める要請書というふうに題した要請がされております。要望項目として下段に、1として、最低賃金を速やかに1,500円に引き上げる。2として、最低賃金は全国一律とし、格差を解消するよう政府に提言する。3として、茨城県最低賃金審議会は全面公開で行う。4として、労働者代表委員は、様々な職種、雇用形態の労働者からなる労働組合等から選出する。5として、中小企業、小規模

事業所の給与の支払能力を確保するため、財政上、税制上の支援を強化し、大企業などの元請による不利な取引条件を規制するよう国に提言するというふうになっています。以上です。

田中会長 続きますして、議題（6）の茨城地方最低賃金審議会茨城県最低賃金専門部会委員の任命について、事務局から説明をお願いいたします。

川野補佐 茨城地方最低賃金審議会茨城県最低賃金専門部会委員の任命について、ご報告いたします。本年7月3日付けで、最低賃金専門部会委員の候補者の推薦公示を行いました。推薦締切日の7月17日までに関係労使から推薦がありました。推薦がありました方につきましては、7月21日付けで最低賃金専門部会委員に任命されていることをご報告いたします。

資料No.20、192ページに最低賃金専門部会委員の名簿を添付しておりますので、ご確認頂ければと思います。以上です。

田中会長 続いて、議題（7）のその他に移ります。これからの審議日程について、事務局からご説明していただきますが、確認のための説明を事務局からお願いいたします。

青木室長 今後の日程について説明をいたします。専門部会委員に任命された委員の皆様には、連日の金額審議となり大変恐縮でございます。この後、第1回の専門部会の開催を予定しております。内容は、部会長、部会長代理の選出後、運営規程の決定、金額審議となります。第2回専門部会は、明日の8月4日10時から、それから第3回の専門部会は、明後日の8月5日水曜日13時30分から、この会場での開催

を予定しております。いずれも金額審議が主になると思います。予定ですと、第3回専門部会の議決後、第3回本審を8月5日15時30分頃から開催をしたいと思っております。専門部会の報告を受けて、局長あての答申を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。第4回の本審は、異議申出についての異議審となります。答申を受けて金額を公示しますと、異議申出の期限が8月20日となりますので、異議申出があった場合には、8月21日金曜日10時からこの会場で開催を予定いたします。異議申出があった場合には、事務局からその旨ご連絡いたしますので、開催という運びでよろしくお願いいたします。なお、異議申出がない場合には、審議会を中止とさせていただきます。また、地域最賃とは別に、特定最賃の改正について申出が既に4業種から提出されておりますので、8月5日の第3回本審の議題に、特定最低賃金の改正についてということで、局長からの諮問を入れさせていただきます。以上です。よろしくお願いいたします。

田中会長           ただ今、審議日程の確認のための説明がございましたけれども、ご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。

全委員           （意見・質問等なし）

田中会長           他になければ、本日の審議を終了させていただきます。  
では、散会いたします。お疲れさまでした。

川野補佐           すみません、この場所で、第1回茨城県最低賃金専門部会を開催しますので、最低賃金専門部会の委員の方につきましては、10分程度の休憩の後に、ご参集をお願いします。

議事録署名委員

会 長 \_\_\_\_\_

労働者代表委員 \_\_\_\_\_

使用者代表委員 \_\_\_\_\_